**令和元年度（2019年度）第１回函館市障がい者計画策定推進委員会　会議録要旨**

* 日時　令和元年（2019年）６月２５日（火）　午後６時３０分～午後８時
* 場所　函館市役所８階　第２会議室
* 出席委員（１４名）

大山委員，河村委員，川村委員，熊谷委員，小杉委員，佐藤委員，島委員，相馬委員，永澤委員，西口委員，比森委員，廣畑委員，松田委員，松森委員

* 事務局職員

障がい保健福祉課　大泉部長，加藤課長，渡邊主査，瀬戸主査，菅原主査，紙合主事

* 会議内容

１　開会（午後６時３０分）

２　協議事項

（１）令和元年度（2019年度）障がい児・者実態調査について

（２）その他

（佐藤会長）

　　それでは始めに，資料１「第２次函館市障がい者基本計画後期推進指針および第６期函館市障がい福祉計画の策定スケジュール（案）｣について，事務局からの説明願う。

（渡邊主査）

　（資料１「第２次函館市障がい者基本計画後期推進指針および第６期函館市障がい福祉計画の策定スケジュール（案）」を基に説明。）

（佐藤会長）

質問，意見はないため，議題に入る。協議事項（１）令和元年度（2019年度）障がい児・者実態調査について，事務局からの説明願う。

（渡邉主査）

　　(資料２「令和元年度（2019年度）障がい児・者実態調査」を基に協議事項（１）令和元年度（2019年度）障がい児・者実態調査について説明)。

（佐藤会長）

質問，意見はないか。

（河村副会長）

　　精神障がい者に含まれると思うが，発達障がいを持つ人について，アンケート調査の対象に含むことはできないか

（渡邉主査）

　　今回の調査対象者は身体障害者手帳，療育手帳，精神保健福祉手帳，指定難病受給者証所持者から抽出するため，手帳を所持していない人は調査対象者とならない。

（佐藤会長）

　　現在，市役所で管理している名簿等から抽出するとなると，どうしても手帳所持者に限られる。しかし，各相談事業所等では手帳を所持していない相談者からの相談が非常に多い現状でもあるので，何か対応できる方法はないだろうか。

（加藤課長）

手帳を所持していない人に送付すると自分が障がい者であると決めつけられているような誤解を与えてしまうため，今回の調査についてはあくまでも手帳所持者を対象とする。手帳を所持していない人のニーズについては別な形で調査する方法を検討する。

（佐藤会長）

質問，意見はないため，続けて資料３－１～３－４について，事務局からの説明願う。

（渡邉主査）

(資料３－１～資料３－４について説明。)

（佐藤会長）

平成２７年度に実施した前回の調査票とほぼ同じ内容になっていると思うが，前回調査と変更したところや新しく加えたところなどはあるか。

（渡邉主査）

新しい障害福祉サービスとして就労定着支援や自立生活援助など前回調査時にはなかったものが増えている。障がい児向けのサービスだと訪問型児童発達支援の項目が増えている。

（佐藤会長）

前回よりも新たに増えたサービスについて,設問の項目に盛り込んだということである。この他に質問，意見はないか。

（松森委員）

資料３－４「用語集（令和元年度（2019年度）障がい児・者実態調査）」について「緊急通報システム」の説明がない。高齢者の利用者は多いが，この制度について障がい者の理解が薄い。理解促進のために用語集の中に入れてはどうか。

（渡邉主査）

障がい者に関する事柄をすべて用語集に反映するのは非常に難しい。用語集には調査票に出てくる用語だけ載せている。「緊急通報システム」について調査票で設問項目に入っていないため，用語集には載せていない。

（松森委員）

市内で緊急通報システムを利用している障がい者はどれくらいいるのか。

（渡邉主査）

５～６名である。障がい者で利用し始めてもその後，高齢者の対象年齢になり，利用期限が到来すると高齢福祉課の管轄となる。

（松森委員）

緊急通報システムに関して高齢者の対象年齢となった障がい者は高齢者福祉サービス

　を優先して利用するということか。

（渡邉主査）

　　お見込みの通りである。

（佐藤会長）

緊急通報システムに関しては元々独居高齢者向けに始まったサービスであり，その後，

　障がい者にも必要であると判断され，障がい者も利用可能になったものである。障がい者に関するすべてのサービス等を用語集の中に記載することは非常に困難である。この他に質問，意見はないか。

（西口委員）

　　調査票１１頁の問２０「あなたは,気軽に相談できる相手や機関はありますか」について，発達障がいを持つ人やその子を持つ親に関して，相談できる相手はいるかもしれないが，機関については，おしま地域療育センターでは１年半以上，療育自立支援センターでは１年近く診察までの待機期間がある状況となっている。相手はいるが機関がないといった現状であるため，この設問項目については，相談できる相手と機関で別々にして設問項目を作ってはどうか。

（佐藤会長）

　　自分もこの調査票を試しにやってみたが，設問項目が多く，一時間弱かかった。中でも時間を要したのはこの設問項目である。西口委員の意見の通り相手と機関で別々にして設問項目を作った方がわかりやすいのではないか。

（渡邉主査）

　　事務局で協議する。

（佐藤会長）

　　他に質問，意見はないか。

（比森委員）

　調査票２６頁の「あなたのご意見・ご要望について，おたずねします」について，この調査票についての意見も含まれるのか。

（渡邉主査）

前回の調査票の回答でも調査票に関する意見を書いてくる人がいたので，設問項目の解釈次第で回答はそれぞれ異なると思われる。

（佐藤会長）

　この設問項目については自由記載欄と解釈してもよいということか。

（渡邉主査）

　事務局で協議する。

（松田委員）

　調査票２４頁の問４７「あなたは,事故や災害が起きたときに,通報,避難することはできますか」という設問項目について，昨今の地震の発生状況などを鑑みると「事故や災害」

という表現は抽象的ではないか。

（佐藤会長）

　この調査票についてはすべての設問項目において一言一句わかりやすく書いている訳ではない。この調査票ですべての事項を網羅するのは困難であるため，災害や事故に関してはまた別の調査で詳しく行うべきだと思う。

（渡邉主査）

　　現在の調査票でもかなりの設問項目があり,頁数も増え,分厚い調査票となっている。しかし，設問項目の内容で全くわからないようなものがあるならば，わかりやすい内容にするよう事務局で協議していきたい。

（佐藤会長）

他に質問，意見はないか。

（小杉委員）

　　先の質疑について，調査票のわかりやすさを重視するならば，調査票で使用されている漢字にルビを付けてみてはどうか。

（佐藤会長）

私も同意見である。

（渡邉主査）

平成２９年度に実施した第５期函館市障がい福祉計画策定のためのアンケート調査では，障がいの種別を問わず，すべての対象者にルビ付きの調査票を送付している。しかし，平成２７年度に実施した第２次函館市障がい者基本計画策定のためのアンケート調査では知的障がい者に送付する調査票にのみルビを付けて実施していた。今回はすべての調査票にルビを付けることを考えていたが，行間が増えることから頁数が増えるといった問題もある。このことを踏まえてルビは付けるべきだろうか。各委員の意見を聞きたい。

（佐藤会長）

　　ルビについて知的障がい者にのみ付けたものを送付するといった点に関しては疑問が生じるところもある。ルビに関して質問，意見はないか。

（川村委員）

　　頁数の削減を考慮に入れるならば調査票をそれぞれの障がいごとに別々に分けて作成し，送付してみてはどうか。

（佐藤会長）

　ルビだけではなく調査票自体を根本的に変えてはどうかという意見である。他にルビ

等に関して質問，意見はないか。

（松田委員）

障がい者によっては,身体障がいと知的障がいを持っている人や知的障がいと精神障がいを持っている人など別の障がいを重複して持っている人がいる。混乱を避けるためにも，すべての対象者にルビを付けて送付するべきではないか。

（佐藤会長）

　知的障がいであるかどうか，とりわけ漢字が読めるかどうかで判断して送付するのではなく，すべての対象者にルビを付けて送付した方が合理的かと思われる。松田委員の障がいを重複してもっている人に対してどの障がいに分類して送付するかという問題もある。これに関して事務局で分類の基準などはあるのか。

（渡邉主査）

　特に分類の基準はないが，障がいを重複して持っている人に関しては二重に送付しないようデータを整理している。障がい別の調査票の作成については今回の調査では障害の種別に応じて変わる設問項目はないので，同一の調査票で実施したい。

（川村委員）

　自分も調査票をやってみたが，設問項目の意味を把握する時間を含めてなかなか時間がかかるものである。このため，精神障がい者や知的障がい者にとって設問項目の意味を把握することは我々よりも困難であると思われる。やはり，障がい分野ごとに別々にして送付するべきでないか。

（佐藤会長）

　資料２の「９　その他」において障がい福祉サービス等に実施している函館市内の各法人（１２０法人）に調査協力を依頼する旨の記載があるが，障がい者自身の親族の協力も必要だと思う。多方面への協力を依頼など調査票の回収率を上げる方策を考えてほしい。

何か質問，意見はないか。

（廣畑委員）

　２点質問がある。調査票２６頁の「あなたのご意見・ご要望について，おたずねします」について自由記述の形で書いてもらった方が良いのでないかという意見が出ていたが，設問項目を「障がいのある人やその家族などが，住みよい函館にするために取り組んでほしいことや，何かご意見ご要望はありますか」というように表現すると自由記載欄のようになるのではないか。

　もう１点は，用語集の用語の説明がわかりづらいと用語集としての意味をなさないので，わかりづらい部分があれば委員の皆さんから意見を頂いて修正した方が良いのではないか。

（佐藤会長）

　１点目の意見については，自分も同意見である。２点目については，調査票の内容について理解できたので，自分は用語集をあまり見ていなかった。

（廣畑委員）

用語に慣れていない人の立場に立って用語集を見た場合にどうだろうということについて意見を聞いてみたい。

（佐藤会長）

　７頁にわたる用語集を今回の会議で精査するのは難しいだろう。事務局の方で何日か日数をもうけて意見を集約することはできるだろうか。

（渡邉主査）

　調査票や用語集などのデータを実態調査を行う委託業者に引き継ぐ日が７月１０日なので，それまでに何か意見があれば１週間前までに事務局に連絡してもらいたい。

（佐藤会長）

　では，用語集については７月２日までに我々から事務局の方に連絡する。他に何か質問，意見はないか。

（川村委員）

　調査票２４頁の問４７－補問１「避難場所まで誰といきますか。あてはまるもの一つに

〇をつけてください」について自分一人でいけない場合や近隣住民ともつきあいがない場合は，町内会などの人が来てくれることがある。回答欄にそのことを追加してはどうか。

それとも，「その他」に〇を付けて記入すればよいのか。

（渡邉主査）

　お見込みの通り，その他に〇を付けて記入してほしい。

（佐藤会長）

　回答項目がないものについては，括弧内に回答者自身で記載する必要があると思われる。他に質問，意見はないか。

（熊谷委員）

　設問項目を立てることによって実際に自分がそういう状況に陥ったときの確認になり，意識化に通じると思われる。そういった意味では具体的に項目を立てておくということは，また別に意義があると思われる。

（佐藤会長）

　災害が発生したとき自分がどの場所にいるのかはわからない。場所によっては状況ががらりと変わることも考えられるが，在宅していて災害が発生したときに自分がどのように行動するのかといったことを考えるきっかけになると思われる。

（松田委員）

　再び災害のことであるが，「あなたは避難訓練をしたことがあるか」といったような設問項目を増やしてみてはどうか。

（渡邉主査）

　災害についての項目に関しては，頁数を考えなければいくらでも設問を増やすことは出来るが，先に述べたように頁数の問題があり難しい。

（相馬委員）

　現状の調査票でも設問項目がたくさんあり，これ以上増やしてしまうと知的障がい者の方にとっては設問の理解が難しく，説明する側も含めてかなりの負担になると思われるため，自分は設問項目をこれ以上増やしてほしくはない。

（佐藤会長）

施設等に持ち込んで取りかかる障がい者がいることも予想できるので，施設等で時間を取って職員と一緒に取りかかってほしい。

　ある程度意見を出してもらったので事務局のほうで検討してもらいたい。また，８月１日に調査票を発送するということだが。

（渡邉主査）

　一応予定では８月１日である。前回調査では８月１０日に発送していたので，余裕を持って日程調整をした。

（佐藤会長）

　実態調査の件について他に質問，意見がないようなら協議事項（２）その他へ議事を進める。事務局の方から何かあるか。

（渡邉主査）

　特にない。なお，用語集の件については７月２日まで意見等あれば事務局までにご連絡いただきたい。

（佐藤会長）

　委員から実態調査以外で何かあるか。

（川村委員）

　先日，白杖を持った視覚障がいの方が歩行に困っているところを見かけ，事情を尋ねた

ら，歩道の点字ブロックが破損していて道が把握できず，工事現場に迷い込んで，転んで

しまい歩く道がわからなくなってしまったとのことであったので，道のわかるところま

で案内したが，視覚障がい者にとって点字ブロックの有無や状態は命に関わることなの

で出来れば点検・整備を行ってほしい。

（佐藤会長）

　視覚障がい者の点字ブロックについて意見が出た。島委員から何か意見はないだろうか。

（島委員）

　　議題を提供してくれた川村委員にまずはお礼を申し上げたい。自分も一人で白杖を使って出歩くこともあるが，最近では地域の方々の理解が広まっていることを感じられる。しかし，劣化により使えない点字ブロックも実際に多くなってきている。以前は道路点検という事業があり，自分たち当事者と市の職員と一緒に点字ブロックや信号の音声の聞こえやすさを調べていた。しかし，最近ではそういった事業が行われていないため，自分も点検・整備事業等の必要性を感じていた。こういった場で福祉課の人間と情報共有が出来たのはありがたいことである。

（佐藤会長）

　　点字ブロックや道路については土木部の管轄で信号については警察の管轄だろうか。

（島委員）

　そうだ。

（佐藤会長）

　　島委員の言ったとおり，地域の方々の理解が昔と比べて深まってきていると思われる。

　しかし，まだまだ足りない点があると思われるので障がい保健福祉課とは情報交換を行っていきたい。

　　他に質問，意見はないか。長澤委員，地域福祉の面から何かないだろうか。

（長澤委員）

　　地域福祉を考える会において前回の委員会で意見があったゲーム障がいのことについて講演を行うなどして周知を図っているところである。

（佐藤会長）

　　他にないようなので今日の委員会を終了する。